

全通研長期ビジョン2024

〔前文〕

1 障害者の権利条約を確かなものへ

2013年12月4日参議院本会議で国連障害者権利条約（以下、権利条約といいます）が承認されました。2006年12月、国連において締結され、2008年の発効後、5年半の歳月がたっていました。政権の2度の交代もありました。また、東日本大震災や福島第一原発事故など未だに多くの人々が苦しんでいることは、2014年8月の第47回全国手話通訳問題研究集会 in ふくしまでも明らかになりました。

その間、「日本の障害者運動は大きく成長した」と言われています。権利条約の批准に向けた国内法の整備は、障がい者制度改革推進会議など「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という運動のうねりの中で前進してきました。2010年自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意は大きな

成果ですし、2011年障害者基本法の改正、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」なども、言語としての「手話」を定義しています。地方自治体における手話言語条例制定の動きへと連なっています。

しかし、依然として2013年障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立は当初の願いからみれば、不十分さを伴うものですし、「自己負担制度」の存続や近年問題となっている「65歳問題」。障害者に対する虐待の事例など、権利条約と相反した現状や動きもあります。

ましてや、社会保障推進改革法や税と社会保障の一体改革、集团的自衛権の発動などの動きは、権利条約に謳う障害者の諸権利の実現、差別の解消の大前提である平和の実現と相反するものです。

2 だれでもが安心して利用できる手話通訳制度を

権利条約は「障害が機能障害（インペアメント）のある人とこれらの人に対する態度及び環境による障壁との相互作用、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずる」として、障害は社会との関係で生ずる。したがって、障害のある人々の平等を実現していくためには、①人間らしく、自由に生きるために必要な社会的権利の保障、②国が積極的に格差と差別を是正するための措置（「特別の措置」）をとること、③その人に合わせた「合理的配慮」の3点が必要だとしています。

コミュニケーション・情報の保障としての手話通訳が合理的配慮にとって重要なのは、単に手話通訳者をつけるというだけでなく、聴覚障害者を含むコミュニ

ケーションの双方の対象者が、手話通訳で得た情報や知識などを自らの必要に応じて使えるように個別的な支援を提供すること。そのための社会的システムを整備することが今後の課題です。

手話通訳等の関連制度に絞って言えば、社会的要請の高まりと、その制度の未熟さによる現場での供給体制との乖離、その狭間で「担い手のジレンマ」の拡大を解消しなければなりません。雇用されている手話通訳者の劣悪な労働条件や登録手話通訳者の健康問題等を解決し、制度を活用する聴覚障害者、国民はもちろんのこと、制度の担い手である手話通訳者等もだれでもが安心して、利用することのできる社会的制度の実現が大切だということになります。

3 長期ビジョンの意義

全通研は、聴覚障害者の社会的自由の拡大と、よりよい社会＝社会的な民主主義の向上をめざしつつ、手話通訳者の社会的な地位の向上をめざして学習、研究・運動を行っています。それは、だれでもが安心して利用することのできるコミュニケーション保障の社会的

制度の発展にも深くかかわっています。

今日、障害者運動は、わが国の社会保障運動の牽引車的な役割を担っているとも言われています。聴覚障害者運動も六団体による制度改革推進中央本部を設置

し、情報・コミュニケーション法制定を求める運動等を通して、障害者運動の前進に貢献してきました。全通研もその一員としての役割を果たしてきたと言えます。今後その役割は、ますます重要になっていくでしょう。

同時に、社会的に期待される役割を遂行するためには、コミュニケーション保障の質、量の発展に見合う

だけの、あらたな枠組みも必要となります。その方向性は広く国民全体のコミュニケーション的環境の向上をも視座に置いたものになります。そのための学習、研究、組織、運動の長期ビジョンは、今後10年間の全通研の理念目標をさだめ、活動の羅針盤としての役割を担うものです。

[キーワード]

◆きわめる

わたしたちは、聴覚障害者や手話・手話通訳問題について、研究活動を継続します。

◆たかめる

わたしたちは、支部やブロックとともに資質向上に努めます。

◆はたらきかける

わたしたちは、地域の実践から見えてきた課題を社会に問題提起するとともに、改善に向けて取り組みます。

[キーワードの説明]

◆きわめる

わたしたちは、聴覚障害者や手話・手話通訳問題について、研究活動を継続します。

- ・聴覚障害者の暮らしから学ぶ地域の実践を通じた研究活動を行います。
- ・手話や手話通訳制度について、調査・研究を行います。
- ・全ての手話通訳者が、健康で活動できる社会を目指します。

○聴覚障害者の暮らしから学ぶ地域の実践を通じた研究活動を行います。

聴覚障害者の暮らしから、全通研の活動の中で見えてくる問題を発見し、研究活動を行います。

○手話や手話通訳制度について、調査・研究を行います。

手話について学ぶ健聴者の団体として、手話・手話通訳及び手話通訳者の専門性について調査・研究を行います。

○全ての手話通訳者が、健康で活動できる社会を目指します。

手話通訳者の職業病として認知されている頸肩腕障害の発症のメカニズムを把握し、予防及び発症時の対策について短期・長期の目標をつくとともに、手話

通訳者が健康で働き続けられる社会を目指します。

◆たかめる

わたしたちは、支部やブロックとともに資質向上に努めます。

- ・より多くの仲間とともに歩みます。
- ・聴覚障害者・手話・手話通訳について、幅広く関連情報を収集し提供します。
- ・会員・支部・ブロックを通じて地域活動を推進します。
- ・手話や手話通訳に加えて関連する幅広い分野の学習機会を提供します。
- ・世界の手話通訳事情について情報を収集し、提供します。

○より多くの仲間とともに歩みます。

全通研は1974年に287人の会員からスタートし、2001年度に1万人会員を達成し、現在は、1万人を超える会員がいます。今後、さらに仲間を増やし全通研の発展を目指します。

○聴覚障害者・手話・手話通訳に関する情報を幅広く収集し提供します。

手話通訳や手話通訳者の専門性、現在の手話通訳者の状況などについて広く国民に伝え聴覚障害者の社会参加に必要な不可欠な存在である手話通訳（者）についての理解を広めます。

○会員・支部・ブロックを通じて地域活動を推進します。

全通研は、会員の資質向上をめざし、各支部やブロックの研究活動に講師を派遣するなどの支援を行っています。

○手話や手話通訳に加えて関連する幅広い分野の学習機会を提供します。

全通研は、手話・手話通訳の研究や全通研活動についての書籍やビデオ等を製作し普及を図ります。また、関連した書籍等の斡旋・普及に取り組みます。

○世界の手話通訳事情について情報を収集し、提供します。

手話通訳に関わる国際情報を収集し、会員に提供します。

◆はたらきかける

わたしたちは、地域の実践から見えてきた課題を社会に問題提起するとともに、改善に向けて取り組みます。

- ・全日本ろうあ連盟をはじめとする関係団体と連携して、障害者問題の解決や差別の解消を社会に働きかけます。
- ・障害者問題に対して積極的に全通研の意見を公表します。
- ・国や自治体などの公的機関をはじめ、幅広い関係機関と協働して活動します。
- ・手話通訳について社会に理解を広げるために取り組みます。
- ・世界の手話通訳運動と連帯します。

○全日本ろうあ連盟をはじめとする関係団体と連携して、障害者問題の解決や差別の解消を社会に働きかけます。

全通研は、全日本ろうあ連盟をはじめとする関係団

体と連携し、手話の普及や手話通訳制度、聴覚障害者問題についての学習・運動に加え、幅広い障害者団体との共同により障害者運動に協力する市民運動団体として社会に働きかけます。

○障害者問題に対して積極的に全通研の意見を公表します。

全通研として必要に応じて意見を公表し、社会に訴えます。

○国や自治体などの公的機関をはじめ、幅広い関係機関と協働して活動します。

全通研のネットワークをさらに拡大するために、手話や聴覚障害者にかかわる市民団体として、誰にとっても暮らしやすい社会をつくるという共通の目的を達成するために、関係機関と協働して活動を進めていきます。

○手話通訳について社会に理解を広げるために取り組みます。

全通研は、手話通訳の重要性について社会に理解を広げるために、手話通訳制度の確立についての提言や運動を行い、理解を広げるために取り組みます。

○世界の手話通訳運動と連帯します。

日本の手話通訳制度発展に関する運動の歴史や最新情報などについて、ホームページなどから世界に情報を発信していきます。世界手話通訳者協会に積極的にかわり、世界の手話通訳運動の発展に協力します。